

3月10日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和4年3月10日（木）午前8時58分～午後1時13分 第1委員会室
- 出席議員 野田秀樹、井川敦雄、河本文哉、蓑原美百合、秋山修、前田栄治
津川俊仁
- 欠席議員 なし
- 他の出席を求めた議員 なし
- 執行部職員等 清水産業振興課長、松本観光交流課長、倉光地域整備課長、杉本環境エネルギー課長、中原農業委員会事務局長、田中福祉課長、吉岡健康推進課長
- 議会事務局 大庭局長、福嶋副主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 : (8:58)

○井川副委員長

皆さん、おはようございます。ただいまより民生経済常任委員会を開会いたします。開会に当たりまして、野田委員長が御挨拶を申し上げます。

2 委員長あいさつ

○野田委員長

皆さん、おはようございます。先日までの雪がうそのようにぽかぽかと暖かくなりまして、春が確実に近づいているということを感じます。

私、先週ちょっと若桜のほうに仕事で行っておりまして、景色が違います。とんでもない雪です、まだ。そういった格好で苦労されている方を見ると、やはり北栄町、こっちのほうでよかったなというのを実感しました。

それでは、令和4年度これから始まりますけども、事業盛りだくさんです。委員の皆さん、大事な仕事であるチェック機関でありますことを念頭に入れていただき、納得されるまで質問をしていただきたいと思います。それで、質問されるときには挙手してもらって、それから、どこの質問かということ、何々の何ページのどこということをおっしゃってからの質問していただきますようお願いいたします。以上です。

3 所管事項について

(1) 産業振興課・観光交流課・地域整備課・環境エネルギー課・農業委員会

○野田委員長

そうしますと、所管事項についてということで、今日は初めに、産業振興課、観光交流課、地域整備課、環境エネルギー課、農業委員会を取りあえず初めにします。

初めに、当初予算について質問のある方。ゆっくり考えてくださいよ。

井川副委員長。

○井川副委員長

46ページでございます。以前も予算説明会の際にちょっとこれ質問させていただきましたんですけども、米価下落対策補助金2,245万6,000円が組んでありますけども、これJAさんのほうから来られて要望書を出されて予算を組まれたようですけども、その要望書の中には、一応販売金額、概算払いですけども、反単2万円以上減少したということでこの補助金組まれた。これについてはもう県下各市町村、多分最初は大山町だったと思いますけども、それから鳥取市、岩美町、随時、今それぞれ補助金を出しておられます。早いところはもう補正予算を組んで今年度中に払うということなんですけども、これは今回、新年度予算で支払いをしたいということなんですけども、まず1点、いわゆる販売金額が減ったということは、いわゆる保有米の農家については販売されていないのでそんなに影響はなかったと思うんですけども、これについて当初説明では、全ての稲作農家に払うという説明があったんですけども、ちょっと再度そのことについて確認させてください。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。米価下落対策については、コロナ財源を使用して令和3年度産の補填を行うということであります。金額につきましては、今、井川副委員長が申し上げられましたとおり、JAのほうから2月の下旬、要請書があった際に2万円の下落があるという中で、それを令和3年度産のものについて価格補填を何とかしてもらいたいということがある中で、北栄町としましては、10アール当たり4,000円を支援するというようにしております。先ほどありました保有米の話につきましては、県下各市町村の動向を見ますと、保有米部分と考えられる、例えば10アールとか20アール分は切捨てというようなことがあったりする市町村もございますけども、北栄町としましては、小規模の稲作農家さんおられる中で公平に支援をしていく。これによって次期作の意欲にもつなげていただくということで、切捨てはなしで、純粋に10アール当たり4,000円を支援するというようにしております。以上です。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

令和3年産の下落に対して令和4年産の次期作について払うということなんですけども、本来であるならば、令和3年産の下落に対してであれば、当然令和3年産の作付された方について払われると。例えば今、令和4年産の、いわゆる作る意欲のために払うって言われたんですけども、実際令和3年産で、例えば令和4年産もう作付せんよという人に対してもその反当4,000円っていうのは払われるのかどうか、教えてください。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

再度説明しますが、あくまでもこのたびの当初予算で支援をさせていただく10アール当たり4,000円っていうのは、令和3年度産の価格の補填であります。次

期作に向けてと私が言いましたのは、例えば小規模農家さんが町内多い中で、10アール未満切捨てとか、20アール未満切捨てっていうことをしますと、小規模な稲作農家さんに支援が行き渡りません。その部分で農地を有効活用、今後もしていただくという意味で足切りはしないということで、あくまでも今回の米価下落に対するものについては、令和3年度産の補填というのがメインの考え方であります。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

そうするんであれば、令和3年産であれば、例えば当初も言ったんですけども、こういう新年度予算ではなしに補正を組んで令和3年度中に早期にそういう農家に対して払うというのがやっぱり使うお金、いわゆる生きたお金を使わなくてはならないと。もう終わったような頃に、忘れたような頃に4,000円もらっても、農家としては本当にそれが有効に使われるのかどうか。やはりそういうものは、本当に生きたお金を使うんであれば、そういう令和3年産の下落に対してとなれば、当然速やかに私は払われるべきだと、新年度まで待たんでもというふうに思いますけども、その点いかがでしょうか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。令和3年度産の価格補填ということでお支払いするということでもありますけども、この令和3年度産の精算につきましては、まず、令和3年度、米を作ります。10月頃、概算払いがあります。実際に令和3年度産の精算が行われるのは、今年の6月になります。2月のJAさんの要望があった際にも、今の流れを聞いた上で、率直にお聞きしたんですけども、6月の精算時に併せて補填するということで、農家さん困りませんかという話を聞いたところが、精算が6月なんで困りませんということがありました。あと、鳥取県中部においては、JA鳥取中央さんが管轄っていかエリアになっとるんですけども、先ほどから申し上げますとおり、今年の2月の要望ということでありましたので、タイミング的には1市4町ですね、中部の、いずれも早いところは三朝町が3月補正っていうのはあったかと思うんですけども、そのほかは新年度予算であったりとかってというようなタイミングでありましたので、要望時の話も踏まえて、令和3年度産の精算が今年の6月ということがありますので、新年度予算で上げさせていただいて、6月の精算時に補填として支援をさせていただくというふうにさせていただきました。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

おおよそ分かりましたけども、これは実際、農家のために払うのか、JAのために払うのか。JAがそれでいいよと、6月精算のときに。実際、概算払いにおいても、例えばコシヒカリだと去年は1万2,500円、今年は1万200円、60キロ当たり、2,300円で下落しとると。もうこういう事態を分かって、それで、例えばJAさんについても、そういう農家下落したんで補填を何とかお願いしますということ

で来ておられるのに、私はJ Aが6月に精算するからそこで払えばいいよと。何かJ Aのためにお金を払うんじゃないに、農家が本当に困るとるんであれば、農家のためであれば早く払ってあげる。私はそれが本来のお金の使い道だというふうに思いますけども、もうこの時期になってもう多分無理でしょうけども、やっぱりもうちょっとそういうスピーディーな、本当のお金の使い方、いつ、同じお金を使うのであるにしても、やはり本当に生きたお金を使っていたらいいというふうに思いますので、もうそれだけ言って、これは終わります。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

井川委員さんのおっしゃるとおりだとは思いますが。我々としては、J Aさんの声っていうのが、我々、J Aのために働いとるわけではなくて、町内の農家さん、生産者のために働いておると思っておりますので、J Aさんの今回の要望につきましては、農家さんの声を吸い上げた上での要望書かなと。J Aの意向の要望書ではなしに、その前段には、基礎にあるのは系統出荷の農家さんの声だと思って対応もさせてもらっとるところです。いずれにしても、タイムリーな支援というのは必要だと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○野田委員長

井川副委員長、よろしいですか。

○井川副委員長

はい、いいです。

○野田委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

71ページの1項の8目の環境保全費のところの11節の役務費、バイオマスボイラー成分分析手数料というのが予算化されてますけども、今回バイオマスの工事が終わってやっていかれるんですけど、これももう少し、どういう分析をしてそのデータをどういうふうに生かしていくとか、どこに送って、どういうふうにするとかって、ちょっとそこら辺のシステムを教えてもらえたらと思います。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

今の11節役務費のバイオマスボイラー成分分析手数料についてですが、これは大気汚染防止法に基づいて、定期的な測定をなさいと。こういう木質のものを燃焼させるという、一定以上の規模のものについてはそういうことが必要だということで、木質チップ及び燃焼灰の分析を行うんだということで、あくまで汚染状況っていいですか、どのぐらいのものが空気中に入っているかということの確認で、基準が一定ありますので、そこと見ながら検査をしていくと。もし万一、そういう基準以上の数値があれば、当然県の担当課のほうにも御報告とか、そういうことが出てくるというふうに思ってます。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
分かりました。

じゃあ、次に行きますね。73ページの農業委員会費の中です。7節報償費に講師謝金っていうのがあります。この講師って、どういう研修というか講習をされるのかっていうのが。

○野田委員長
中原事務局長。

○中原農業委員会事務局長
農業委員会費の講師謝金については、年に2回程度を目標に、青年農業者に対する講習会を開いています。その際に講師を呼んで、講師謝金を支払うための費用として2回分を計上しているものです。

○前田委員
分かりました。すみません、単純に聞いてみました。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
もう一つ、76ページの18節の負担金、補助及び交付金の中の集落営農体制強化支援事業費補助金、去年はなしで今回新規ということで、細かい説明をこの主要事業のときにされたのか、されてないのか分かんないですけど、ちょっと初めてなもんですから、どういうものなのかもう一度、いいですか。

○野田委員長
清水課長。

○清水産業振興課長
お答えします。この集落営農体制強化支援事業費補助金につきましては、営農組織が生産性向上や効率化を図る機械導入、設備導入について、県の事業であります。県3分の1、町6分の1で支援を行うものであります。今回の予算要求させていただいた中身につきましては、町内の水田生産組合の2件、中北条と下神のこの2件ですが、いずれもコンバインを1台ずつ購入されることについて2分の1を支援するものの予算要求であります。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
ということで、今コンバインって言われたけど、これ前もコンバインとか入れるのにいろんな補助金を使って、また新しい補助金ができたっていうことですか。今まで結構そういう補助金入ってますよね、生産組合とかには。そういうのはなくなって、また新たな何ですか、これ前からあって、去年はなかったけどゼロだったけど、今年また復活したんですか。

○野田委員長
清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。この事業、県の事業自体が元からあったものであります。令和3年度に北栄町として予算要求がなかったのは、町内の営農組織から要望が上がらなかったことが要因であります。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。去年のばっかり見とるだけえね、予算書を。

次、行きます。82ページの5款2項4目の竹林整備費の560万円、曲と国坂されるってことですけども、曲は竹林はたくさんあつですけども、国坂は竹林っていったら茶臼山ぐらいのもんだと思うんですけども、どういう範囲で、どういう整備をされるんですか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。国坂の部分につきましては、0.6ヘクタールを茶臼山です。茶臼山の、それこそ旧テニスコート、今、多目的広場ですか、辺りで0.6ヘクタール竹林を整備されて、用途としましては、竹炭として利用したいということがあつとります。これにつきましては県、事業費に対して10分の8でありまして、町からのこの予算につきましては10分の10、町からの追っかけなしということになっております。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

曲、国坂とあるですけども、国坂もテニスコートに上がって行く道、それがね、雪とかなんとかでいっつも倒れちゃって通れんっていう、国坂の自治会長さんとかも、うちの土地も近くにあるもんですから、うちの土地じゃないかってって、切るように伝えてもらえんだらあかっていって、いや、うちの土地じゃありませんっていうことをよくやるんですけども、こういう竹林整備するときに、なるべく、される方もあれでしょうけど、道路沿いの竹を少し取って、そうやって竹炭で利用するようなほうがいいんじゃないかなと思うです。テニスコートの周りも確かに倒れていくと、多目的広場のほうに倒れちゃって迷惑かかるかもしれないから、それもええと思いますけど、せっかくされるんだったら道路沿いも少し、曲の山菜の里上がるときも、それこそ地域整備課長にも前お話ししたですけど、結構倒れてきちゃうんですがね、道路沿いのほうに。せっかくこういうことでされるんだったら少しは、地権者の同意も取るのも大変かもしれないですけど、いっぱいおられて。ちいと道路沿いの竹を切っていくか、ちゅうことはもう考えておられん。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。この竹林整備事業につきましては、あくまでも竹を有効活用する、

先ほど言いましたように、例えば竹炭生産をすとか、うまく間伐をしてタケノコ生産林にすとか、そういう活用の目的について支援するものであります。ただ、今、委員がおっしゃられたとおり、住民生活には安全に道路利用等ができなければならないという視点ももちろんあると思っております。その場合には、産業振興課は町管理農道を管理してるわけですけども、農道の用地内であれば、もちろん管理者として別メニュー、別の町管理農道の除草であったりとかってということでは安全を確保するために、用地内であれば刈るようなことはもちろん別メニューでしていくということと考えております。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

どうしても補助のすみ分けがありますから、あれかもしれないですけど、せっかく切られるんだっただらと思っただんて言わせてもらったんですけど、違反になっちゃうかもしれないし、補助の対象外になっちゃうかもしれないので、それ以上は言いませんけども、ちょっと頭に入れといってもらえたらと思います。

次に、いいでしょうか。

○野田委員長

はい。

○前田委員

83ページの商工振興費の中で、11節の役務費のところの公共ポイント手数料、ほくほくカードで、子どもさんが生まれたら5万ポイントを進呈しますよっていうのです。その事業自体はいいんですけども、よく町民さん、若い世代に聞かれると、北栄町、3人目、4人目、5人目と生まれていっても何もないと。逆に言えば、1人5万円もいいんですけど、4人目は7万円、5人目は10万円とか、そういう議論はなかったのかなと。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。産業振興課所管ということで、公共ポイントの所管であります。公共ポイントは皆さん御存じのとおり、町内の商工振興を活性化するための手法の一つとして、商工会が事業主体でやっているものに対して支援をしております。その中で、このたび今、委員仰せの1人当たり5万円の出産祝い金ということで、ほくほくカードを活用して盛り上げていこうという話であります。委員御質問のあった段つきの例えば支援とか、そういうことは我々のほうではちょっと聞いておりません。というのが、やっぱり子育て支援ということになってくれば、中身についてはちょっと所管が教育総務課のほうになりますんで、出し口のほくほくカードのことにつきましては産業振興課ですので、1人当たり5万円ということで、子育て支援を町内事業者さんと一緒に協力してもらいながら商工振興に充てていこうということでさせてもらった次第です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

今の答弁を聞いとると、結局ほくほくカードの所管が産業振興課だから、出てきたのをそのまま出すだけの課だから、そこまでの議論したところは教育総務課だけえっちゅう答弁ですよ。じゃあ、教育総務課に聞かないけんちゅう。でも、質疑のときって、これは直接のところに聞かないけんわけで、だから、ならそういうことは聞いとらんです。教育総務課のほうからそういう、分かんんです、7万円だ、10万円だっていうのの議論をしたかどうかっていうのは、これはいつ聞けばいい、どのタイミングで聞けばいいの、これ。（「じゃあ、質疑のときに」と呼ぶ者あり）質疑のときに聞いたら、教育総務課に振ってくれる、これ。（「はいはい、はい」と呼ぶ者あり）なら、します。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。庁舎内でももちろん議論をしとる話でありますけども、どの場で質問すればええかという話でありますけども、本会議の質疑の場面でしていただければと思います。事前に庁舎内で役割分担でもないですけども、教育総務課のほうと産業振興課で話をしております、子育て支援という中身については教育総務課、公共ポイント、ほくほくカードの内容、それから商工事業者さんの支援、子育てに対する支援については産業振興課が答えるということで役割分担をしておりますので、よろしくをお願いします。

○前田委員

分かりました。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

次、行きます。

その下の委託料のところ北条公園の話があります。番組制作委託料っていうものの説明がされたかどうか分かんないですけど、これ番組制作っていうのはどういうことですか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。ただいま道の駅北条公園の再整備を進めておるところであります。事業主体の町、それから国土交通省、あと、つくりつけの段階から運営者の指定管理者にも意見をもらうということで3者でつくりつけをしておるところであります。道の駅北条公園の再整備についての理解を深めていく、期待を持っていただく、町民の皆さんのために、TTCさん、ケーブルテレビの方と一緒に、指定管理者が運営しておられる状況を実際に現地に行って撮影をしていただいて、特別番組を制作する予定です。それを放映することによって町民の皆さんにも道の駅の再整備を知っていただいて、理解を深めていただく。それから、楽しみにしていただくということを考えておるものの経費であります。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員

TTCの紹介番組をTCCがつくると、ね、冗談っぽく言うよね。だけえ、TTCの紹介っていうのは企業の紹介をされるのか。やっぱりそういうことをやっておられるところが北条道の駅の指定管理者になられているのでっていう、そういうことを企業紹介だけじゃなくて、やっぱりそういう巻き込むような番組をつくっていただくっていうことですかね。

○野田委員長
清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。TTCさんの紹介、企業紹介という部分よりも、どちらかと言えば、TTCさんの持っておられる地元の農産物、特産物を使った商品開発の実力をちょっと紹介するとか、そこから北栄町、魅力ある農産物がたくさんありますので、どういものをつくっていただけるかとか、あとは、実際に運営されておられる道の駅が既にありますので、そこでの工夫を取り上げて、テストのどの部分を北条公園に生かしていくかっていうようなことで、どちらかと言えば、将来できる道の駅北条公園に期待するような内容のものにつなげていきたいなというふうに思っております。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員

次に、行きますね。88ページの7款の土木費の中で、2項の道路橋梁費の13節の使用料及び賃借料、これ機械リース料ってなっておりますけど、説明では土木積算システムリース料って言われたです。機械じゃない。何か去年はちゃんと土木積算システムリース料っていうふうに載っとるわけですよ。何か機械リース料っていうと、何か土木の機械を借りるリース料にしか見えんのですね。なんで、こまい話ですけど、予算じゃないかもしれないけども、何でこう変わっちゃったのか。やっぱり機械リース料とシステムリース料、全然違うもんだと思うんですけど。

○野田委員長
倉光課長。

○倉光地域整備課長

確かにおっしゃるとおり、どちらかちゅうとリース料というよりは、まず、内容としてなんですが、その機械リース料には、一つは天神川の除草の機械のリース料というのが5,117円ほど含まれております。それと、土木積算システムの経費が44万3,850円ということで、名目上では天神川の機械リース料というふうな名目の中で表題をさせていただいておりますが、内容を言いますと、土木積算システムの使用料のほうが多くを占めておるということで説明をさせていただいたということでございます。ちょっと変な話だとは思いますが。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員

まあね、44万9,000円の予算のうち5,000円のほうを載せといて、44万四、五千円のほうを逆に載さんっていうのが、こっちからしてみたら不思議です。来年見とるかどうかわかりませんが、僕も。ちょっと、やっぱり去年の予算書なんかを見ながらやっていくんで、何なんだろうっていうふうになっちゃうわけですよ。機械とシステムは全く違うもんですから、システムリース料は機械リースと。なので言わせてもらいました。間違っていないので直してくださいとは言いませんけど、ちょっとそういうふうにも考えてもらいたいです。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

確かにその点の配慮が足らなかったのかなと反省をしております。中身にそごがあってもいけませんので、説明の中では土木積算システムのことを出ささせていただいたということでございます。今後気をつけさせていただきます。よろしくお願ひします。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

言いなると、余計に言わないけんようになっちゃう。説明で言われたっていけませんよ、やっぱり。これ見て、皆やるんで、説明ではちゃんと機械リース料5,000円って言いなったかどうか分かんですけど、言いなったかもしれないですけど、やっぱりちょっと、お願ひしますっていうところでやめときます。次にもう一つ、いいでしょうか。

○野田委員長

はい。

○前田委員

この別紙で頂いとる土地購入です。このオレンジ色の部分の1個上とか、同じページの一番上の用地買収ですけど、この部分を購入、使い道はその方が持っておられて、もうないということで、旧県道のさらに上のこの薄い黄色い部分ですがんね、これはどういうふうに今後、町のほうが買い取る形になるのか、県の土地所有のままなのか、そこら辺も含めてどういうふうに考えておられるのか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

資料の中で色が塗り分けがしてあります。黄色の部分と赤い部分とということになります。このたび説明させていただいたのは、赤い部分の購入費として81万2,000円を提案させていただくとということでございます。じゃあ、黄色い部分どうなるんだというお話ですが、黄色い部分については県から移管を受ける、もらえるというふうなことで話を聞いております。道路の形のまま取りあえずはいただくというふうな形で聞いておまして、その赤い部分がもう挟まれたような形での土地ということになるので、何かしらの活用の方法も模索はせないけんのですけども、所有者の方からしてみると、利用価値がないということで事業推進のために県が買えないということでしたので、町のほうが今後の活用を検討させていただくというふうな内容で

す。

○前田委員

分かりました。以上です。

○野田委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

予算書のほうは84ページで、概要書のほうは110ページで、観光交流課の関係なんですけども、概要書のほうで、事業概要の説明の中で5番目のところの観光施設修繕工事696万7,000円と、これはオートキャンプ場のトイレのことだって説明を受けたんですけど、それでいいですかね。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

御質問にお答えします。概要書の110ページの今御指摘のあった観光施設修繕工事費につきましては、予算書85ページの一番下、6款1項2目の14節工事請負費の観光施設整備工事請負費（修繕）696万7,000円のところでございます。ここにつきましては、先ほど秋山委員のほうから御指摘があったように、オートキャンプ場のトイレの洋式化工事もあります。そのほかにお台場公園、あと北条オートキャンプ場、こちらの街灯のLED交換工事を経年的にやっておりますので、そちらを5基ずつですとか、あと北条オートキャンプ場のコイン式シャワーユニットも毎年今更新してるんですけども、を2基更新する、そういった事業が入っている工事費でございます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

トイレの洋式化っていうのは、北条公園のほうの北側のトイレのことを言ってるんですかね。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

そうです。キャンプ場内と、あと、何ですか、管理棟のところにあるトイレ。全く洋式化されてないわけではないんですけども、一部されてますけども、残りのものについても洋式化していくということでございます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

北条公園の北側の洋式化するトイレは、道の駅の改修後になっても残す建物ということですかいね。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

そうでございます。キャンプ場内にトイレが何か所かありますので、そちらのトイレについては、今の計画の中では道の駅の再整備後もそのまま使用する予定でございます。以上でございます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

ほんとで言いたかったのはこれから先のことなんですけども、道の駅北条公園だとか道の駅大栄だとか、大型迷路のところだとかってところのトイレをちょっと比較的よく使わせてもらうんですけれども、道の駅北条公園の管理棟の東側のトイレっていうのは、何か一番清掃が遅れてるっていうか、汚れてるっていうか、そういうような印象を受けるんですけども、その辺はどうなんですかね。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

清掃については、あそこは指定管理の範囲になってきますので、指定管理事業者さんをお願いをしているところなんですけども、行き届いてないということであれば、そういう御意見があったということは帰って伝えさせていただきたいと思います。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

ぜひちょっとほかと比べてどうかということをお願いします。

同じく、その概要書の上から3番目の観光パンフレット作成配布管理委託っていうのがあるんですけども、パンフレット等が、道の駅大栄が一番目立つんですけども、ああいうところを見てると、パンフレットがほとんど平積みになっとなら、ほかの道の駅に比べると見劣りするんですよ、見た感じだとか取りやすいだとかかなんとか。その辺のところの委託をされてるんですけども、その後のフォローっていうか、チェックとかはどうされてるんですかね。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

道の駅のパンフレットについて、恐らく特に大栄道の駅の話かなと思いますけど、配架して、やはりそうはいつでも、何ていうんですか、配架棚についても限りがあるところがありますので、それに沿った形ということと、あと、道の駅に置くパンフレット等についてはいろんなところから要望が来ます、いろんな施設含めて。そこについては、やはり県内施設を中心に置かせていただくようには努力させていただいてますし、あと、なるべく行ったときについては職員のほうで整理させていただきながらさせてもらってますけど、どうしても平積みになっている部分ですとか、どうしても散らかりやすいついていうことがあったりですとか、あと、我々の知らないところでどっかの業者さんが置いて帰っちゃつとるとか、ちょっとそういったこともあるので、できるだけ行って整理はするようにはしているところです。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

パンフレット立てるのですと比較の見栄えがいいというか、きれいに整頓されているような印象を、ほかの道の駅を見て回ったりすると印象を受けるので、ぜひ検討してほしいと思います。

次に、概要書の次のページの113ページになりますけど、事業概要の最初の丸ポツのふるさと館経済効果分析っていうのがあるんですけども、1万5,000円って、これどういうものを期待されて、どういうものが出来上がってくるんですか。1万5,000円で何ができるのかなというのがあるんですけど。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

これにつきましては、ちょっと道の駅のパンフレットのこと少しもう一回しゃべらせてください、先に。道の駅のパンフレットについては、北栄町の場合1つ課題があるのは、各施設を賃貸で事業者さんにお貸ししているというところがあります。そうすると、情報コーナーについては役場の担当課が整理していますので、どうしても目が行き届きにくいという現状がある。ほかの道の駅については、道の駅自体を、今度北条公園のほうに指定管理になりますけど、令和8年度以降か、なりますけど、やっぱりそこに道の駅の指定管理者さんが常駐されてて、情報コーナーについてもきちんと管理されているっていう実態があります。やはりそこと比べられるとどうしても目が行き届いてないっていう実態があるということで、しっかりしてくれっていうことは重々承知してますので、そこは頑張らせていただきますので、ちょっとそういった実態があるということだけは覚えておいていただきたいということと、これから指定管理になっていくと、道の駅北条公園のほうについて、そういうメリットっていうものも期待されるんだということ覚えておいていただければ非常にありがたいです。

続きまして、経済効果分析でございますが、こちらについては令和3年度予算でも要求させていただいて、認めていただいて、経済効果分析しようとしてました。やり方としてはアンケート用紙を作成して、手前みそなんですけど、職員でそのアンケートを書いてもらって、集めて、こちらで集計して、専門の方にこういうやり方でいいかっていうのを相談しながら、効果分析としてお見せしていこうというふうに考えていたところなんですけども、実はこのコロナ禍でやっぱり観光客の方が来られない、いられないとか、ちょっとアンケートしにくい状況もあったんで、実はできていません。ただ、今年度の予算でアンケート用紙は作成してます。もう既にひな形ができて、その中で令和3年度予算の中では翻訳費だとか、そういったところもつけさせてもらったんですけど、なので、多言語化されているものも含めてアンケート用紙はできていますので、それをもう一度、来年度タイミングを見てできないかということで予算を計上させていただきました。この1万5,000円については、相談する専門家さんに対する謝礼というようなことでございます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

アンケートをされた後の結果分析をぜひ何かの形、ペーパーの形でもまた見せていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

もちろん今の基本構想とセットで今年度できたところで御説明する予定でございますので、コロナの状況を見ながらになるのでどうなるかっていうところもあります。できましたらこちらについてはまた委員の皆さんにお示ししながら、御相談させていただきますので、よろしく願います。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

次ですけども、その下の基本計画策定委託料で3,098万7,000円っていうのを計上されてるんですけども、これを計上される時に、例えば複数の見積りを取られているのか、単独なのか、この策定料という3,000万円という金額が高いのか安いのかというのがよく分からない。この金額が妥当な金額じゃないかなって、ちょっとなかなか納得しにくいところがあるので、その辺の、何ていうか、計上された金額の根拠みたいなのがあれば。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

こちらにつきましては、見積り取っているのは1社でございます。もう既に今の、何ですかね、基本構想について小プロさんのほうに委託契約で出しているところです。基本計画についても小プロさんのほうにお願いをする予定でいます。1社随契とする予定です。ただ、言いなりになったらへんかいやっていうようなところも出てくるかとは思いますが、その辺については気をつけながらさせていただいているつもりでございますし、予算説明会の中でも説明させていただいたように、この中には出会いの広場の敷地の測量設計費も入ってます。ここについては、国交省なりのガイドラインで一般的な測量設計を積み上げたものということで1,000万円程度の金額を積み上げさせてもらってますけども、そういったことになっています。実際にやっぱり、じゃあ、なぜ小プロさんに頼んでいくかということに関していうと、やはり予算説明会の中でもちょっとお話しさせてもらったんですけども、やはりキャラクターのコンテンツの使い方ですとか、あと監修作業、どうしてもこの間、私、観光交流課長して5年になりましたけど、何ですかね、どうしてもいろんな事業者さんとお付き合いしますけど、その業者の担当者さんの思いみたいところで、どうしても監修に通らないような案件が出てきたりだとかすることもままあります。そうすると、すごく監修作業が煩雑になったりするっていうことで、それによって職員の負担がかなり増えてしまったり、結局納期に間に合わないというようなことが起こってくる場合がございます。やっぱりそういったことも含めて考えたときに、やはり今回の再整備について

はどうしてもキャラクターコンテンツを扱うということが絶対条件になってきますんで、そういったことを考えると小プロさんをお願いするのが一番なのかなということで、1社からの見積りしか取っていないところでございます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

次で、その下の再整備検討会の106万3,000円ですけども、報償費か何かだと思んですけども、これ何か1人当たり幾らっていうのはどうなんですかいね。別にここを問題にしてるんじゃないなくて、私、そのほかの委員会だとか審議会だとかっていうものの報償費っていうか費用弁償っていうか、そういうものの単価は大体統一的なもんなんですか。それともそれぞれの内容に応じて単価が決まっているのか、その辺をちょっと確認したくて、ここの部分だけでもちょっとお聞かせください。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

検討会の委員さんの報酬に関しては、委員さん自体の報酬に関しては役場内で決まっている単価を活用させていただいています。ここが100万円というような金額になっているのは、説明の中でも触れてるとは思っているんですが、アドバイザーを招聘したりですとか、そういったところの、旅費を含めたところの報償費ですね。県外からそういうアドバイザーさんを何回か、何名か呼ぶことを想定しています。例えば今回の再整備の中で一つ大きな、考えなきゃいけないことは展示物ですとか、あと収蔵している作品等についてをどうしていくかということですので、こちらについては我々もノウハウがないところでございますので、これまでそういったことに携わっている学芸員さんだとか、そういった方たちを県外から招聘するための費用も含んで、ここの106万3,000円っていう額になっているということでございます。

○秋山委員

以上です。

○野田委員長

そのほかございませんか。

井川副委員長。

○井川副委員長

すみません、ちょっと2点ほどお願い申します。

まず、77ページの8目のちょっと振興関係、畜産関係についてお聞きいたします。

18節負担金、補助及び交付金のところで、今年、鹿児島県で全共が開かれます。その候補牛の支援補助金として36万4,000円組んでありますけども、この支援対策の補助金というのはどういうふうに使われるものか教えてください。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。今年行われます全共の出品の候補牛に対して、大会が秋に行われます。その秋前の4か月間の肥育について、1か月当たりにかかるであろう基準額の3

分の1を補助するというもので計上させてもらってます。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川委員

例えばそれっていうのは餌代とか、そういうもんと考えてよろしいんでしょうか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

仰せのとおりです。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

分かりました。

それと、あと4段目の畜産増頭対策事業補助金、読んでごとき、乳用牛とか和牛とかを畜産農家が導入されたときの補助金だというふうに思うんですけど、これ大体何頭ぐらい導入されるのか、予定なのか、ちょっとこれ教えてください。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。令和4年度予算につきましては24頭を計画しております。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

それは乳用牛、和牛、合わせての頭数でしょうか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

今、井川副委員長が仰せの件につきましては、畜産増頭対策事業補助金728万9,000円の件で間違いありません。これにつきましては肉用牛であります。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

じゃあ、乳用牛についてはそういう増頭という予定はないということでもいいでしょうか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。今申し上げましたその下段に、乳牛改良事業補助金というのがございます。そちらのほうで、優良精液の購入費であったりとか、優良乳用牛でありますとかの支援をさせていただくというふうにしております。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

すみません、じゃあ、和牛と乳牛によって出す補助金が違うということですね。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

はい、仰せのとおりです。先ほどのとおりで、肉用牛、乳用牛で支援の事業が異なっております。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

ありがとうございました。

それと、ちょっと今度別のところで、89ページ、道路維持管理費の関係の、これもちょっと18節の負担金、補助及び交付金のところで、除雪機械運転手育成支援事業補助金103万1,000円組んであります。説明のときにこれ15件というふうなことをちょっと聞いたわけですけども、この除雪機械の運転手さんっていうのは、どういう方が対象になるんでしょうか、教えてください。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

主に助成するのは、町内の建設業者の従業員の方でございます。その方々が免許を取られる際の助成をするという内容でございます。一般の方も実は助成することは可能なんです、主に除雪のほうに従事していただくという必要がございますので、なかなか難しいのかなという具合には理解しているところでございます。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

すみません、じゃあ、助成金額1件当たり幾らなんですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

助成については大型免許の取得だとか、大型特殊免許の取得だとかに分かれておりまして、あと、建設機械の運転技能講習といったようなことで項目がそれぞれ分かれております。大型免許につきましては、助成が16万6,000円で3件ほどです。大型特殊免許については6万6,000円が5件ほど。それから、建設技能講習については2万9,000円を7件というふうなことで、全部で15件ということでございます。

○井川副委員長

ありがとうございます。

○野田委員長

よろしいですか。

○井川副委員長

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

津川委員。

○津川委員

予算書 88 ページの、先ほども出ましたが、用地買収費 81 万 2,000 円です。地図で見ますと、要するに高速道路の買収にあわれた方が残地としてその黄色の部分ということで、残ったものを町が買うということですが、これはちょっと分かりにくいんですが、筆数としては 3 筆ですか、地権者が 3 人なのか。それと、買収するに当たって、要は国との交渉において個人の方が売ることについて、やはりこの残地の買収が条件としてというようなことで町がその始末をするというふうな流れなのか、言える範囲でその辺のところをお聞きしたいのと、併せてこの財源……。

○野田委員長

津川委員、この分ですよね。

○津川委員

そうです。

○野田委員長

これ国とかじゃなくて、これコナンに行くところの道です。

○倉光地域整備課長

ちょっと具体的に説明させていただきたいと思います、もう一回。

○津川委員

その財源はというところまでお願いします。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

まず、ちょっとこの地図というか、図面の見方のところから御説明をさせていただきます。図面の左から上側の部分にかけてが、今現在のコナン道路ということになります。新しく Y 字型というような形で下のほうに流れている道路があるかと思いますが、これが新しくできる大栄インターチェンジにつながるアクセス道路、県が整備する道路ということになります。赤く塗っておところが従来の道路であったり、新しく買収する用地であったりする部分の残地というふうな形になります。このところにある筆数は 2 筆でして、面積が 130 平米程度だったと思います。153.33 平米でございます。（「135」と呼ぶ者あり）135.33 平米でございます。

大体 10 メートル程度道路がございますので、10 メートル掛ける 13 メートルといったような形になろうかと思えます。県については、恐らく国の補助金だとかそういった部分を活用しながら事業としては進めるということになるんですが、県のその事業では用地買収できない土地ということでこの赤い部分が残ったということでございます。町としてはこの方々の利用ができないだろうということもありまして、事業推進のために用地買収をするわけではございますが、これに対しては道路として活用するというところでもありませんし、特定の財源としては充てることができないという

ことで、単独費で購入するという方向性でございます。

○野田委員長

津川委員、分かりましたか。

○津川委員

はい。私、勘違いしておりました。ふるさと館の関係ですか、これ。

○野田委員長

ふるさと館の手前を右側に今度ずっと折れて、ナガイモ選果場のところに行くところです。

○倉光地域整備課長

具体的な場所をちょっと申し上げますと、眠りの小五郎という下を向いた像があるんですけど、あの辺りがちょうどこの三角形のところになります。

○野田委員長

よろしいですか。

○津川委員

はい。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

予算については単独のっておっしゃったんですけど、いわゆる単町費ということですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

はい、単町費ということになります。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

それと、県が土地を買われたということですが、いわゆる買収に当たって地権者からの要求としてこれを町が買わないと売らないみたいな、いわゆる売買の成立が、町が買うということが条件ということで町が泣く泣く買いなったということで、表現的にはいいか悪いか分かりませんが、その辺の経過についてももう一度確認させてください。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

この場所につきましては、道路の線形だとかというのをいろいろ検討したんですけども、県道の今現在の設置の基準からすると、この三角形の部分が残ってしまうと。なるべく位置をずらしながら小さくするとか、そういったことも検討させていただいたんですけども、どうしても残地という形で残ってしまうというふうなことになるてしまいました。用地買収については、県道部分の用地買収については、今年度一部やられるということは聞いておりますけども、まだ、今現在は用地買収には当た

っておりません。まだ済んでおらんということです。まだ地権者の方と具体的に交渉ができておりませんので、実際にここの部分を買ってくれということになるのかどうかちゅうのはまだはっきりは見えてはおらんですが、事業推進する上で今後必要になった場合に予算措置もなしに町と県とがお約束するということもできないということもございますので、前もって議会の皆様にも御説明をさせていただいて、了解をいただきたいなというところでございます。

○野田委員長
津川委員。

○津川委員
もう既に交渉が終わっているということですのでずっと質問してきましたが、そういうことであれば分かりました。あわせて、そういう意味ではこの81万2,000円の130平米っていう値段については、いわゆる県の買収価格を基準にして予算計上されているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○野田委員長
倉光課長。

○倉光地域整備課長
そのとおりでございます。県が買収する単価に面積を掛けたところでその金額というようになっております。

○野田委員長
津川委員。
○津川委員

それと、現在そこは砂場だけになっていると思うんですが、完成後、今ある県道の部分は道路として町が移管を受ける、道路の形状として移管を受けて、そこからはこの地には出入りはできるんですが、その後はどういうふうにするんですか。その砂地のまんま取りあえず置いとくのか、あるいは眠りの小五郎の銅像の向かい側みたいなところになると思うんですが、そうすると、そこらは何らかの形で使えるっていうふうな見込みとかがあっていうのはあるんですか。

○野田委員長
倉光課長。

○倉光地域整備課長
この場所については、ちょっとその砂場だけということで残しておきますと草が生えたりということで景観上の問題も出てこようかと思っておりますので、何らかの手当てはしなくてはならんのかなという具合には考えております。具体的にこれを買収せいやいけんのだろうというところで検討したときに、何かしら活用方法はないかということで考えてはみたところではございますが、具体的に、ならこれをどういう具合に活用しようかというところまでの結論は至っておらんということです。私的に考えますと、現在のコナン道路の中間点付近ということになりますので、何かしらの活用ということもできないのかなというふうなことは思っておるところでございます。

○野田委員長
よろしいですか。
○津川委員

はい、やめます。

○野田委員長

倉光課長、従来からおられる議員さんは説明1回受けておりました、この道路、新しくできるナガイモ選果場のほうに向かっていく、法線なんかもみんなもらっとるですけども、新人議員さん、そういった説明もされておられませんし、図面もないんで、そういった全体ではっきり場所が分かる大まかな地図でも配っていただけたらと。

(「山陰道について」「前に配られとる」と呼ぶ者あり)前に配られて、私らは持つとるですけども。(発言する者あり)今日来とられん新人議員さんおられるもんで、やっぱりぱっと見て、あっ、ここかというのが分かるほうがいいと思いますんで、お願いします。

○倉光地域整備課長

はい。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

ちょっと補足で、今おっしゃることは分かりましたので、御準備させていただきます。

○野田委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

この主要事業概要書のほうの119ページです。地域整備課関係ですけど、このたび大雪でいろいろと問題っていうか、除雪に関していろいろと大変でした。今年度というか、予算で除雪っていうふうに書いてありますが、ここは大雪を踏まえてどういう、何ていうか、何ていうかな、改善点っていいですか、そういうものが反映されてるのでしょうか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

除雪の予算につきましては、例年、回数は町内全域を1回除雪するということで予算計上をさせていただいております。必要に応じて、これについては補正予算を組ませていただいております。除雪が滞ることがないように補正予算のほうを提案させていただくということで、できないということはないような形は取っております。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

じゃあ、これは前年度に比べて増額になってる金額ですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

これについては増額だとか減額だとかということではなく、例えば今年みたいな大

きな杵で取ってしまうと、除雪が仮になかった場合、しなくてもよかった場合には、有効に活用できる財源を手元に抱えてしまうということになりますので、必要に応じて予算措置はさせていただくという形を取っております。

○野田委員長
 蓑原委員。

○蓑原委員
 説明で、1回除雪しました、でも、また大雪、同じように時間経過で積もりました、なかなか除雪ができなかったんですっていう理由はありました。そういう結果を踏まえて、じゃあ、どういうふうな対応ができるだろうか。ただ、1回しました。2回目の予算ということではなくて、プラスアルファのことは考えておられませんか。その体制として。

○野田委員長
 倉光課長。

○倉光地域整備課長
 おっしゃることは十分理解できるんですが、天候の具合によって、やはり除雪の体制っちゅうのはなかなか難しい面があります。業者が抱えとる機械の能力だとか人員の体制だとか、そういったところでなかなか除雪については難しい面がございます。改善の内容として何があるかということでございますけども、それについては先ほどの井川委員のほうから御質問もありました、除雪の運転手の育成を図るとか、体制を整備しながら、あるいは、今の段階ではないんですが、業者のほうで機械の整備をしたいということになれば、例えばリース料を準備するだとか、まだこれは今時点ではしてないんですが、そういったことも考えられるのかなということでは考えております。

○野田委員長
 蓑原委員。

○蓑原委員
 除雪っていうのは本当に町民生活に、一般の生活に関わる大切なところなので、ただ、今までは機械がありません、業者がないので、限られているのでなかなか除雪が行き届きませんっていうふうな理由があったので、何か本当に、他県では有償ボランティア、普通のボランティア、いろいろなボランティア組織を組織して対応してるっていう事例もありますので、ただ事業者だけに頼るっていうことでもなく、そういうところも検討していったらどうかと思うので、また検討していただけたらと思います。

○野田委員長
 倉光課長。

○倉光地域整備課長
 町としては、行政の部分で除雪できる範囲というのはなかなか限られた部分があるうかと思えます。一方で、自治会などにも補助金といった制度も御準備させていただいておりますので、住民の皆さんで自助の形で除雪などに当たっていただければありがたいという具合に思っております。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、ここだけのやり取りではなく、そういう意向があれば自治会長会などで、やっぱりそういうところを徹底してやっていただく、強くとか、そういうところはどうか。

○野田委員長

局長。

○中原農業委員会事務局長

先ほど地域整備課長が話しましたとおり、自治会で除雪機の購入補助だとか、除雪の委託ですね、業者に出したところの委託料の補助だとか、そういったものは自治会長会で毎回総務課のほうで説明しておりますので、そういった対応を取っております。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

町民の生活に支障がないように、今までのやり方では苦情が出てくる現状があるので、それを踏まえてやっぱり何か対応を少しでもいい方向にしていただければと思います。

関連して、すみません、122ページのナンバー5の本年度の計画効果のところは除雪一式、この金額はどういうものですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

この社会資本整備総合交付金事業の中での除雪の一式100万円というのは、国の交付金というものになるんですが、国の交付金でも除雪に活用することができる。普通であれば、町の単独費の中で除雪をしとるわけですが、国の交付金も除雪に活用できるということで、その枠取りを100万円ということで上げさせていただいたのでございます。（発言する者あり）（「分かりやすく」と呼ぶ者あり）財源として、国の社会資本整備総合交付金というものが活用できるということで、枠取りとして100万円を取らせていただいております。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

どんな除雪対応に使うかではなくて、大きな道路整備事業に使うってことですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

この社会資本整備総合交付金ということでございますので、活用できる道路、この社会資本整備総合交付金というものを活用してできる道路というのにはちょっと限定があるんですけども、交通量が多いとか、バス路線であったりだとか、通学路であったりとか、そういったことで活用の制限というのはあるんですが、国のこの交付金というものを活用できる、使うことができるということで予算計上しておりますのでござ

います。ほかの町では、これについては計上してなかったりしております。除雪で活用できるんですが。（「休憩しましょうか」と呼ぶ者あり）

○野田委員長

蓑原委員、多分分かられんと思います。もうちょっと詳しく説明してあげてもらえませんか。（発言する者あり）具体的に。まず、社会資本整備、そこから。

○倉光地域整備課長

通常は道路整備に使つとるんですけども、道路整備、道路の工事ですね。（「休憩してからにしましょう」と呼ぶ者あり）

○野田委員長

休憩に入ります。

（10：20～10：35）【休 憩】

○野田委員長

休憩前に引き続き再開します。

蓑原委員、どうですか、説明分かりましたでしょうか。

○蓑原委員

色々な方に聞きまして分かりました。ありがとうございました。

○野田委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、概要書のほうの98ページの道の駅北条公園の再整備事業なんですけど、資料提示されてるかもしれないんですけど、ちょっとお聞きしたい。何ていうかな、返済の計画はどこを見たらいいんでしょうか。返済に関しての資料はここではないのかな、事業……。

○野田委員長

何の返済ですか。

○蓑原委員

再整備でこれだけの金額がかかります。

○野田委員長

まだ結果的に幾らかかってということはないので、まだ借りてもないですし。

○蓑原委員

そうか、そういうことか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

98ページの資金調達であるとかということかなと思いました。それについて答えさせていただきます。

ページの右側の特定財源の内訳というところを見ていただきますと、主な内訳が書いてあるかと思います。一番大きなものにつきましては、合併特例債を活用させてい

たきます。この合併特例債が1億9,720万円であります。そのほかに砂丘地振興基金といいまして、砂丘地の振興に係る事業について活用する基金が町のものでありますので、そちらのほうを1,265万4,000円というものが主なものでございます。以上です。

○蓑原委員

分かりました。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

概要書が119ページで、それから予算書のほうが88ページで、道路維持管理費の12節の委託料の5,328万8,000円と、それから、概要書で説明してある委託料の、要求は2,743万7,000円で、査定が1,628万8,000円、この辺の経緯というか、関係を説明してほしいんですけども。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

これにつきましては、3月補正の中でも出ささせていただいております。道路台帳の整備だとか、そういったものを前倒しでやろうということになりまして、当初予算から査定で落ちたものという具合になっております。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

査定で落ちた分は3月補正でもう入れてしまって、令和3年度の予算でもう予算化されてしまってるから、令和4年度ではその分落ちてるということですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

はい、そのとおりでございます。まずは、道路台帳を令和4年度に整備しようとして取りましたが、令和3年度の事業と引き続いてやったほうが実際には経費的には安く済むということが分かりましたので、令和3年度の事業として引き続き継続してしまおうというものでございます。

○野田委員長

よろしいですか。

○秋山委員

はい、いいです。

○野田委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、60ページ、環境エネルギー課の関連ですが。

○野田委員長

予算書のほうですか。

○蓑原委員

概要書です、すみません、概要書の60ページです。素朴な質問で申し訳ないんですけど、新電力は、そのエネルギーはどこからやってくるんですか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

地域新電力で、今会社を立ち上げられた鳥取みらい電力さんにつきましては、まずローカルエナジーさんっていう米子のほうの地域新電力さんのサポートを受けながら立ち上げるんだという方向性をお持ちです。そうすると、ローカルエナジーさんが、balancingグループっていうんですけど、鳥取みらい電力さんも入れたグループに対して、ローカルエナジーが調達してきた例えば太陽光とか、再生可能エネルギーで調達できるもの、それから、補えない部分については電力市場から調達してそれを供給していくという形の中のグループに入られますので、そこで今言ったような種類の電気の調達をしてるということで電気を確保されているということでもあります。

○野田委員長

杉本課長、そのローカルエナジーからだけみたいな言い方でなしに、例えば町内のソーラーとかからも、そういったのからも購入するという形で説明をしてあげたほうがいいと思います。

○杉本環境エネルギー課長

そういう状況が基本にあるんですけど、鳥取みらい電力さんはエナテクスさんとか、そういう地元の企業でつくられていますので、そういうところが発電事業としてされてる太陽光発電の電気とかも活用されて小売をされていくという予定になってます。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

ローカルエナジーさんのそういう調達してきたものの割合っていいですか、そういう部分までは把握されてないですか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

鳥取みらい電力さんがどういう契約の中でローカルエナジーさんとそういう電気の調達をされるかっていうのはちょっとまだ私どもには分かってませんし、今まだ調整中の話なので、今おっしゃっているのは再開可能エネルギーはどのぐらいかとか、地元のエネルギーがどのぐらいかという意味ですよね。そこをある程度配慮しながら当然されるんですけど、数値についてはちょっと分かりません。

- 野田委員長
よろしいですか。
- 蓑原委員
はい。
- 野田委員長
そのほかございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 野田委員長
ないようですので、次に、補正予算と特別会計と併せて何かございましたら。
前田委員。
- 前田委員
では、特別会計のほうの当初で、歴史文化学習館の分です。5ページの14節の工事請負費の大栄浄化センター看板っていう説明受けたですけども、どういう工事ですか。
- 野田委員長
松本課長。
- 松本観光交流課長
大栄浄化センターの、何て言ったらいいですかね、西側から走ってくると、ふるさと館の大きな案内看板が上がっているのは御存じかと思うんですが、そちらについて経年劣化で落ちたりするような状況になってないかということも含めて調査させてもらって、修繕させてもらおうと。修繕しないといけないだろうと、ちょっと下の目視からだとなら修繕しないといけない状況だなということがある程度分かっていますので、ちょっと高いところにあるんで、足場組んだりしないといけないんで、調査をすることと修繕工事をするを今回計画したということでございます。
- 野田委員長
前田委員。
- 前田委員
いわゆる落ちないようにする工事っていうことですか。新しくするんじゃなくて、その看板が落ちないようにする工事をするっていうことですか。
- 野田委員長
松本課長。
- 松本観光交流課長
基本的にはそのようには考えてますけど、もしかしたらデザイン一部張り替える、当然、経年劣化で色っていうのも落ちてきてる部分はあるんで、ちょっとその辺については検討はさせていただきますけど、費用の範囲内でできるというふうには考えているところです。
- 野田委員長
前田委員。
- 前田委員
次に、下水の当初予算のほうですけども、下水の1ページの一番上に接続件数ということで、昨年と比べたら65件増だよと。この65件はまず新築、転入がほとんど

の予定ですか。それとももう、去年の実績も含めて、今までなかなか入っていただけなかった人に入っていただけただようなのもあれば一緒に説明いただきたいんですが。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

細かい件数については今承知はしてないんですが、最近の傾向ということでお話をさせていただきたいと思います。最近の傾向としては、北条地区での新築だとか、そういったものが多いというふうな状況が最近では見てとれるというふうなところなんです。この65件増えてるというふうなことで申し上げましたが、ほとんどが新築だとか転入だとか、そういったような形の方の接続ということで、新たに若干浄化槽から変更されるという方もあるんですが、今現在、下水道の普及率が90%を町内では超えておりますので、なかなかこれまで下水道のほうに接続されてない方については、経済的な理由だったりいろんな状況がありますので、なかなか既存の方については難しいというふうな状況です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

そしたら、この65件の見込みのうち、言われたとおりで、なかなか今まで入っていない人はこの65件の中には1件も見込みとしては入れとんならんっちゃうことだね。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

この数字については、今現在の接続の件数ということで、実績の数字を上げさせていただいております。予算ですので、あまり見込みでいって実際にできなかったっちゃうことになると、その辺りでの支障も出てくるということもありますので、今現在の実績ということで数値は上げさせていただいております。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

なら実績ということで、実績で65件増えてるっていうところがあるんですけど、昨年、年間の総処理水量とか、1日平均処理、当然年間の処理の水量が下がりゃあ、平均は下がるんで当たり前のことなんですけど、去年より65件増えとる割には処理水量がすごく、逆に下がっちゃってるんですけど、この原因というか要因はなんですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

具体的に細かい分析というところまではできない、やっておらんのですが、最近新築の家については非常に使用の水量が減ってきております。節水器具が使われたりとかということで、使用水量というのがなかなか上がらない状況ということでございま

すし、また、人口減少ということもありますので、使用水量については下がるものだという具合に考えておるところです。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

一つの家族の人数が減るとか、節水の機械ですか、流す量が減るっていうことも分かるんですけども、65件増えとる割には2万立米、去年より2万立米ぐらい、20万立米か、ぐらい減るんですか。それってもろあれにも直結しますよね、財政にも。幾らいい機械入れたけえ、そんなにも減るものなのかなっていうのがあって。増えとるのにここまで減るっていう計算がちょっといま一つ理解ができない。すみません、ちょっと決算見とらんで、決算の見込みで今回の処理水量の出されたかもしれないけど、去年が137万立米なのに今年は118万立米っちゃうのがちょっと、僕の考えが古いのかもしれません。今の節水の機械がとんでもなくすごく水を使う量も少ないとかっていうことなのかもしれないけど、何か単純に65件実数として増えてるのに、こんなに減るっちゃうことがちょっと理解ができないということなんですよ。僕の理解を超えとるんでしょうけど。すごい減り方かなと。それによって、当然先ほどじゃないですけど、使用量が大幅減るっていうことになっていくんで、その辺を。（発言する者あり）

○倉光地域整備課長

いや、ちょっとすぐに。ちょっと、なら後で答えさせていただきたいと思います。

○前田委員

はい、分かりました。

○野田委員長

いいですか。

○前田委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

下水道事業会計なんですけども、下水道料金の改定というか、検討されてますよね。あれの改定の委員会の委員さんの報酬とかっていうのはどこから出てるんですか。出ないんですかいね。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

審議会自体は令和3年度で検討をしておりますので、令和4年度の予算の中には組んでないということでございます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

令和4年度は審議会を開催しないということですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

はい。今のところは、令和3年度に結論を出していきたいと思っておりますので、令和4年度の中には予算は組んでおりません。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

令和3年度までで、審議会が出された結論っていうのは、いつ出てくるですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

まだ会議については継続中でございます。今後、年度内に何らかの一定の方向性は出したいという具合に思っております。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

審議会のことで、深くは質問できないので、ちょっと上辺だけ、ちょっと今の場では聞かせてほしいんですけども、審議会でも下水道料金の改定を検討するときに、今までは特別会計だったから、現金の収入、支出によって過去の資料だとかこれからの検討資料を出されてきたと思うんですけども、今は公営企業会計になってるから、貸借対照表、損益計算書の世界で料金設定の検討もされたんじゃないかと思うんですけども、それはどっちの方法でやられるんですか。それとも両方を検討した上で料金改定の資料というか、審議会の結論を出されるようにしてるんですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

まだ結論が出ておりませんので、詳しくということにはちょっとならないのかなとは思いますが、これまでの経過を踏まえますと、若干触れさせていただきますと、企業会計になりましたので、企業会計の世界の中で資金がどれだけ足るのか足りないのかといったような方向での今現在議論となっております。

ただし、いずれにしても資金については不足が生じるということになっておりますので、値上げの方向での結論になってくるのかなという具合には、議論の推移は見ております。

○秋山委員

ここまでにしときますが、それ以上のことはまた別の機会にしますけど。

もう一つ、下水道特別会計の予算の中で、予算書の18ページ。ここの説明の中で一番最後のほうなんですけども、右の明細の説明の中の下のほうなんですけども、借入金利息で一時借入金利息が5万9,000円の計上がしてありますよね。これの説明をしてもらえますか。

限度額は1億か何かで提案があったと思うんですけども、今までたしか借入れ実績もないし、何か私は起こることがないような気もするんですけども、ここで計上されてる5万9,000円という根拠を教えてくださいんですけどね。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

5万9,000円については、おっしゃるとおり、一時借入金の利息ということで1億円を借りた際の利息で5万9,000円を計上しておるといってごさいます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

レートとか日数とか、そういうのは示せますかね。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

具体的には、使用実績がない中での話ですので、不審に思われる部分も確かにあるかと思えます。1億円で5万9,000円ということですので、1億円をずっと借りた際の利息で5.9だということになります。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

今までも起こってないし、単独の資金繰りでは疑問が残るんですけども、町全体の資金繰りの中で一時借入れを起こすほどの資金需要が起こればと思えないので、あえて5万9,000円をこうやって計算されたのをちょっと聞いてみたかっただけですので。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

この点については、ちょっと何かもう少し検討せないけん部分はあるのかもしれませんが、実際に借入れを起こしてないというところもごさいますし、借入れを起こした際にももう少し安い利率で借り入れる検討もできないのかというふうなこともあろうかと思えます。

実際に考えておることはあるんですが、今回のその1億円を借りるということでの予算設定をさせていただいておりますので、借りた際の予算の枠取りと利息の支払いの枠取りというふうな形で御理解をいただきたいと思えます。

○野田委員長

よろしいですか。

○秋山委員

はい。

○野田委員長

そのほかはごさいませんか。

津川委員。

○津川委員

風力発電事業のことについてお尋ねします。

まず、14ページに基金積立金で1億円。令和4年度末の基金残高が9億8,000万円ぐらいになるよってという説明があったと思うんですが。

それで、7ページと8ページも御覧ください。その中に、これは令和4年度末の予定貸借対照表なんですけど、流動資産の中の現金預金として3億6,000万円ありますよっていうことですね。右に利益剰余金の合計で2億7,300万円ありますよっていうことであるんですが、お聞きしたいのは、例えば、令和4年度末に風力発電事業が終わりますと、やめます、終わりました、事業そのものが終わりましたよっていうときに、資産は、土地だとか建物などの減価償却だとかはあるんですが、それらはすぐ現金にはならんわけで、それは外したところで、現金として幾ら残るんですよよっていうふうに理解すればいいんでしょうか。9億8,000万円と3億6,000万円を足したものが、いわゆる事業、その年度末の現金としてはあるんですよよっていうふうに理解すればいいんでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

ちょっと、すみません、最後のほう聞き取れなかったんで、今ちょっと確認、間違えてたらごめんなさい。令和4年度末に事業を終了したらということではいいですよ、4ページにありますキャッシュフローで資金期末残高で3億6,042万2,347円の現金があるということ。それに対して基金のほうに、令和4年度、1億円出して、9億8,265万4,735円の積立があるということになりますね。これを足したものだということでは現金があるという状況です。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

単純に、町民の皆さんに聞かれて、どうなんだよっていう話をするときに、いや、今基金が9億8,000万円あるんですよよっていうのは簡単に言えるんですが、プラス、あわせて、いや、それとほかに現金が3億6,000万円あるんですよよと、非常にもうかってますよと、なおかつ5,000万円ずつ毎年一般会計のほうに繰り出しもしてるんですよよっていうふうな表現をして説明してもよろしいでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

当然、端的に言うと、もうかってますよって言い方はなかなか難しい面はあると思ってます。

というのが撤去費が当然、風車が終了する場合につきましては、撤去をしなくちゃいけないとか、その撤去するまでに管理するための費用がかかる部分がありますので、そういう部分からすると、その全額が利益だという、言葉の意味としていろいろな意味を含むとは思いますが、もうけとるという部分で単純には言えない部分があるんじゃないかなと思います。

やないかなとは思ってます。

○野田委員長
津川委員。

○津川委員

ちょっと表現が乱暴でした。現状、いわゆる現金という部分ではそのような残があって、なおかつ、ほかにも土地だとか建物だとかの資産もあって、でも、しかし撤去費もかかるんですよという言い方に変えたいと思います。そのような言い方でよろしいですか。

○野田委員長
杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

はい。そういう部分も含まれているということは言っただけならありがたいですが、しっかりもうけているのは間違いありませんので、それを町の財源として地域に還元されているということは、ぜひPRしていただけたらありがたいなというふうに思ってます。

○野田委員長
津川委員、よろしいですか。

○津川委員
はい。

○野田委員長
そのほかはございませんか。
河本委員、何かございませんか。

○河本委員
はい、はい。特にないです、はい。

○野田委員長
ないですか。
そうしますと、全体を通して何かございましたら。
何かございますか。（「条例でもいいですか」と呼ぶ者あり）いいですよ。
井川副委員長。

○井川副委員長

条例の関係で、議案の第19号の関係です。

この町営住宅の駐車料金が今回、取るという言い方は変ですけども、もらいますと。説明の中で、いわゆる近隣の県営住宅とかがあったんですけど、今の町営住宅に入られる方に対して、例えば、その入居時に、今後は駐車料金を徴収しますというようなことが前提で話があったのかどうか、ちょっと初めにその1点お聞きします。

○野田委員長
杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

すみません、1点確認ですが、その今入居されるというのは、由良宿団地に今まで入居された方に対してという。

○井川副委員長

はい、そうです。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まず、由良宿団地に既に入居されている方々につきましては、来年度から駐車料金を徴収させていただくように仕組みが変わるということ、そういう前提でやってきますよということは周知をしてくれています。

それで、その中で2月末に説明会を開かさせていただいて、こういう状況に今なっていますよということをお話をさせていただいて、御意見を聞きながら進めさせていただいてるという状況です。

今後、入居される方に対しては、当然そういうことを要綱の中に盛り込んで周知をしていくという状況にあります。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

その説明会なり、そのときに、何かそういう住民の方から何か特別意見っていうのは出ましたか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

使用料についての意見は出てません。ただし、駐車場の使い方とか、やはり、高層階っていいですか、住宅が3棟ありまして、それで、周りに車が安全上なかなか入りにくいような部分もありまして、車をそこに止めないで、基本的には止めないでくださいとか、カラーコーンを置いている部分とかがあるので、そこはなぜそういうふうにしてるかっていうのは説明したんですが、使い勝手として非常に悪いので何とかしてもらえないかとか、来客用の駐車場を増やしてもらえないかとか、そういう声はありました。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

さっき来客用の駐車場というのはありましたけども、来客用の駐車場っていうのは、例えば、1日置くとか、例えば宿泊で来られるような方、来客がおられたというときに対しては、それっていうのは事前に、その住宅の管理者っていうのがどういう方になるかは知りませんが、駐車場の管理する方、そういう方に事前に連絡をして、そこはもう無料で止められるというふうな感じでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

来客用の駐車場につきましては、当然、御家族の方、知人の方で外泊、泊まりに来られる方もあるということはあるので、そういう使い方は無料でしていただけるようにはなっています。

ただし、全体に対しての、団地入居者全員のための駐車場なので、お互い節度を守って使ってくださいねというお願いはしています。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

後々、何かのトラブルがないように、同じ人がずっと止めてるとか、だけん、そこを、例えば、そういう駐車場に止めるためには、普通そういうときにはちゃんと停車証明書みたいなものをよく車の前につけて、いついつからいついつまでは止めますよという管理者名とかなんとかをつけて、事前にみんなに分かるように、こういうちゃんと届出をしておられますというのがあって、みんなに分かるようにしておられるんですけども、そういう来客用の駐車場についてはそういうことは一切なしに、ただ普通にぼんと止めるのか。あわせてちょっと聞きたいのが、そういう事前に申請をして止めるのかということをやちょっと確認させてください。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

事前申請のやり方はしてません。

まず、町営住宅ですので、町が管理をしていかなくちゃいけない部分がある。ただし日常的なそういう団地の中で起こることに対しては、由良宿6区自治会が一応管理組合的な機能もお持ちなので、皆さんでどうするのかというところはお互いで管理をしていただく部分はあろうかと思えます。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

やっぱり一番心配するのが、ちゃんとそういう管理が任せてできるのかどうかと。やはりそういうところはちゃんとしっかりとやられ、お金を取る限りにはやはり勝手に止める人等あって、後々問題にならないようお願いをしたいということです。

それと、あと、実際その駐車料金、平均的なもの、大体1か月幾らぐらい取られますか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

2点質問いただきました。

最初に簡単なほうから、料金については一般的な料金で言えば600円になります。収入が多い方で、あと2段階、1,000円とか、1,300円だったかな、ごめんなさい、まあ、2段階あります。

今、最初に御指摘いただいた、いろいろやはり駐停車に対しては苦情が出やすい部分があります。おっしゃるように、この前の説明会でもずっと同じ方が止められているとかっていうことがありました。お話ししてるのは、まずは地域の、やっぱりお隣様とか自治会の中でお互い注視しながらしてくださいと。ただ、悪質なものについては、やはり当然対応が難しいということがありますので、そこには御連絡いただけれ

ば町のほうでもしっかり対応をしていくということで、段階的に状況を皆さんにうまく使っていただくような形になるようにということで町も関わりながらやらせていただきたいなと思ってます。そういう中で駐車場が少ないという声もありますので、そういうところも今後対応をどうするのかということは、声を聞きながら検討していきたいというふうに思っているところです。

それから、後先になりましたが、駐車場の料金につきましては、いわゆる近隣の県営団地とか、そういうところの考え方を準じてやらせていただいているんですが、駐車場の舗装整備、要は駐車場を造るための整備の一部を負担していただきたいということで、計算をして出す駐車料金ということで、実際利用される部分での負担ということではないものだというところでの計算根拠があるということで確認をしています。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

分かりました。ちょっと最後に1つだけ。駐車台数っていうのを、これは1戸に1台とか、例えば1戸でも2台あれば、その2台スペースもらえますよとか。1軒当たり大体何台止めるような感覚なんですか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

北栄町、1軒で何台もお持ちの方は当然鳥取県の状況としてはありますので、申請いただく、駐車場がある限りはその入居者の所有の車だということを確認させていただきます。実際、所有で使用される車であれば、駐車場のスペースがある限りは御提供していくということで、今のところ進めています。

ただし、それができるのは、当然、その戸数以上に駐車場は整備させていただける部分と、あと、車のない御家庭もありますので、そういうところを上手に使わせていただきたいながら受入れをしていきます。

ただ、そういう中で駐車場が万一あふれるようなことがあれば、そのときにはやはり台数を多くお持ちの方に対してちょっと使えないというような御相談をさせていただかざるを得ない状況が出てくるのかなというふうには思ってますけど、今のところはそういう状況はないということで。

○井川副委員長

分かりました。ありがとうございます。

○野田委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

地域整備課関係で、予算概要書の118ページから121ページにかけて、安全で安心な生活道路ということで予算化してあるんですけど、最近言われてるように北条地区のほうでも土地改修っていうか、土地整備されて住宅地に販売するとかってことで工事が何件かあるんですけど、その道路の幅っていいですか、そういうのは都市計画のほうで防災上何メートルの車道が必要ですとか、そういう規制的なも

のではないのでしょうか。ちょっと、すみません、予算と関係はないかもしれませんが。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

建築をされるに当たって、まず4メートル道路に接道しておらんといけんといったようなことで4メートルというような規制がございます。それぐらい、その程度の広さがないと、4メートルの道路としては必要ですよというふうなことでございます。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

土地がこうあります。真ん中に道路を造っておられて、全体を今造成中なんですけど、ここが道路とすると、この幅が4メートルっていうこと。

○倉光地域整備課長

はい。

○蓑原委員

それは、建築申請というときにアドバイスっていうか指導をされるってことですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

個別の申請ということになると、（「開発申請っていうことですね」と呼ぶ者あり）4メートルということではないんですが、実際にそこんところに建物を造成したいよというふうなときになりますと、開発の申請が出てきますので、その段階で4メートルの道路が必要になってくるということになります。4メートルの道路がないと建物が建てれないといったようなことにもなってきます。

○蓑原委員

はい、分かりました。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

その開発業者が開発申請するときに、そういった格好で申請せんと許可が下りんというので。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

ないようですので、以上で終わりたいと思います。

(11:19) 【清水産業振興課長、松本観光交流課長、倉光地域整備課長、杉本環境エネ

ルギー課長、中原農業委員会事務局長 退室】

(11:25) 【田中福祉課長、吉岡健康推進課長 入室】

(2) 福祉課・健康推進課

○野田委員長

そうしますと、引き続き福祉課、健康推進課、この2課に対しての当初予算について質問を受けます。何かございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

予算書の56ページの委託料のところなんですが、手話通訳者派遣委託料っていうのもあり、その下段のほうに意思疎通支援事業委託料っていうのがあるんですが、この違いはどういうことになるのでしょうか。

○野田委員長

田中課長。

○田中福祉課長

手話通訳派遣の委託料と意思疎通支援事業の分ですね。

○蓑原委員

はい。

○田中福祉課長

まず、一番上の段の手話通訳者派遣委託料の3万1,000円につきましては、これは町が事務局を持つとる自立支援協議会に研修を開催するときに聴覚障がい者の方がおられることもあって、そのために、鳥取県の聴覚障害者協会から派遣をいただくための費用として、これは計上しております。

もう一つの意思疎通支援事業ですね。これは、実際、聴覚障がいをお持ちの方、障がい者同士の交流や社会参加を図られたときに、そこに意思疎通ができる方も一緒について行って、そういった個人の方の活動に対しての支援のための費用という形での疎通支援事業というのがございます。その区分けでございます。以上です。

○蓑原委員

はい、分かりました。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

予算書の63ページの4目の母子父子福祉費の中で、委託料のところに児童入所施設措置委託料のところの説明をされたかもしんないですけども、何か1人減ってどうのこうのっていう説明、ちょっと聞き取れなかったもので、もう一度ちょっと説明していただけないでしょうか。

○野田委員長

田中課長。

○田中福祉課長

この児童入所施設措置委託料といいますのは、DV等で避難、施設のほうに、町が措置して避難されている世帯に対して、その委託料として、その施設に支払うお金でございます。

令和3年度中に1世帯4人の家族様がそこから退所されたということで、補正予算では1世帯分減額しましたし、新年度予算では、その1世帯分が減ったということで昨年度よりは減額の計上をしております。現在、北栄町が措置している世帯数としては3世帯14人の御家族の方に対して支援をしておるといってございませぬ。

○前田委員

分かりました。あと。

○野田委員長

はい、前田委員。

○前田委員

55ページに戻りまして、3款1項4目の18節のタクシー利用のところですよ。タクシー利用で今回30枚プラスの分を町内移動で300円っていうところで、まあそこはいい制度だなとは思いますが、こないだちょっとお聞きしたら、去年かおととしだったのかな、非常に議論して迎車費、迎車の分が法律上は取らないけん、取らないけんっていうか取るのが当たり前ってところで、それは分かるです。ただ、企業努力でそこは取りませんよっていうことになっただけなんですけど、何か最近どうも取っとられるようなことを、取るような業者がまた出てきたっていうのを聞いてるものですから、聞いたので、300円で乗れるよっていても、また迎車料とかを取られたらどうなのかなと思って、その辺をちょっと一度調査を、あれ、2年ぐらい前でしたっけ。また一度調査されといて、取ったらいけんっていう話じゃないですよ。法律上取らないけんだったら取られるがいいですけど、町が一生懸命300円ですよって言って迎車料になったら、何だい、町は300円って言ったのに、えっと払わないけんがないやって後から言われたら大変なので、ちょっと一度そこら辺をちょっと調べといてもらえたらっていうのをちょっと。

○野田委員長

田中課長。

○田中福祉課長

そうですね、2年前にそういったことがあって、迎車料金は取らないというふうに変えられたっていうことで、そういう形のまま残ってると思っておりましたが、そういうことの状況が変わってるのかどうかまでは私どものほうにはまだ情報としては入ってませんでしたので、確認はさせていただきたいと思ひます。

○前田委員

はい、お願いします。

○野田委員長

そのほかございませぬか。

養原委員。

○蓑原委員

同じところで福祉課の予算概要書の24ページなんですけれど、新で町内自立300円チケットで、これは対象者は、もう一度確認ですが、どなたになりますか。

○野田委員長

田中課長。

○田中福祉課長

これまでの対象者と変わらずに、65歳以上の方で免許がないとか自分の車を所有していないというような方に対して、また、それにも障がいがある方も含まれますし、そこまでいっておられなくても運転免許証を返納されたということでの交通手段がなくなった方に対しても支給しておるといふ、対象者はそうっております。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

はい、分かりました。それと、同じページで、在宅通院支援事業が書いてありますね。そこで、透析治療者は回数制限なしなんですけれど、この利用者負担の200円から1,000円っていうのは、片道、往復、これはどういう金額なんですか。

○野田委員長

田中課長。

○田中福祉課長

これも片道に対しての金額になります。個人が負担する額は、片道ごとの金額です。ですので、200円の方だったら、行きも200円だし帰りも200円という形になります。以上です。

○蓑原委員

分かりました。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかはございませんか。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ないようですので、補正予算に行きたいと思います。（「特別会計」と呼ぶ者あり）特別会計と補正予算とを併せて。

いいですよ。蓑原委員。

○蓑原委員

すみません。場所がはっきり分からないんですが、後期高齢者の費用負担、1割負担から2割負担になることに関して、保険証が2回発送するっていうふうなことを聞いておりますが、その関係の費用はここには入っていますか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

入っております。5ページの11節の役務費に244万3,000円です。その左側、比較の関係で増になっております、115万2,000円。

○蓑原委員

すみません。5ページの。

○吉岡健康推進課長

5ページの1款1項1目11節の役務費、ここの244万3,000円っていうのが送料であります。その1款1項1目のうちの比較の115万2,000円のうちの約113万円ほどがその2回発送する分の費用としてちょっと増額になっております。ちょっと説明をしてみました。

○野田委員長

よろしいですか。

蓑原委員。

○蓑原委員

通信運搬費の中にその保険証の2回発送分の費用が入っているってということですか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

そのとおりです。

○野田委員長

そのほかはございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

ちょっとお金の流れの確認をしたいんですけども、介護保険事業特別会計の14ページの5款2項1目の一般会計繰出金が397万7,000円、ここから出ていって、一般会計のほうの24ページ、一般会計24ページの18款の繰入金、2項4目の、この今出した特別会計からの繰入金がここに入ってきて、重層的支援体制整備事業繰入金という整理がしてあるんですけども、なぜこういうお金の流れになるかということと、介護保険事業特別会計のこの出ていくお金の財源は何なのかっていうことを聞きたいんですけども。

○野田委員長

田中課長。

○田中福祉課長

介護保険で行う介護予防事業のうち、こちらのほうに持っていた生活支援体制整備、重層的なほうに持っていた事業があります。生活支援体制整備事業であったり予防活動の事業であったものを重層的なほうに持っていきました。本来でしたら、介護保険のほうで今まで予算の中でやっていた事業ですけれど、今度は一般会計に持っていくことで介護保険で集めている1号の被保険者、個人の方が持つ負担金の部分を介護保険のほうからそちらのほうに持っていけないと、ここに残ったままになってしまいます。それで、一般介護、1号の被保険者の負担割合が23%という割合が決まってくるので、その部分と、2号の保険料の方の部分、個人が支払われた保険料の部分に対して一般会計のほうに持っていくと。簡単に言うと、個人負担で集めた分のお金はそっ

ちのほうに持っていかないといけないということで、そちらのほうに一般会計のほうに持っていくと、介護保険特会から外すと、外すというか、移行させるという意味合いのものでございます。

○野田委員長
秋山委員。

○秋山委員
確認ですけど、要するに、介護保険料の中にそういう性質のものが含まれているから、昔だったらその介護保険の中で処理できたというものを、この重層的を取り組んだために一般会計に持って行って、そっちから出すよと。

○田中福祉課長
そういう意味合いです。

○秋山委員
はいはい、分かりました。はい、いいです。

○野田委員長
よろしいですか。
そのほかはございませんか。
ないようですので、では議案書のほうで何かございましたら。何かございませんか。
（「議案がない」と呼ぶ者あり）ないか。（「所管がない」と呼ぶ者あり）所管がなかった。
そうしましたら、全体を通して何かございましたら、ちょっと質問し忘れたとか、そういうのがありましたら。

前田委員。

○前田委員
ちょっと、関係になるのかなんですけど、こないだ町長が、いわゆる地域医療ので、由良の方は岡本さんが亡くなられて、今々がってということなんですけど、いわゆる北条地区のほうも高見さんがこれでいつ辞められてもおかしくないってということがもう何年も前から言われてて、地域医療をもう少し、今、岡本医院さんのことがクローズアップされちゃつとるかもしれないんですけど、やっぱりもうちょっと町全体のそういうのってというのは考えとられるんですかね。何かこないだの町長の話では、今なっちゃってる岡本さんのほうの話が全体的に出たですけどね、それは、高見さんのほうもしっかり、高見さんのほうもっていてもまだどうなるか分かんなんですけど、もう少し病院の全体的なことを考えたときに、どういうふうに進めていくのかなっていうところをもう一度、考えておられますか。

○野田委員長
吉岡課長。

○吉岡健康推進課長
高見さんの件もあるんですけど、実はつくだ医院が閉院されて、そのときも急なことだったので、今回の岡本先生のところと同じような状況がありました。先生がおられないということで。高見先生もかなり高齢ですし、後継者のこともございます。一応、町としては、基本的には中部圏域で十分な医療機関の体制を整える、それは中核医療機関についても救急医療機関についてもっていうことを基本的に考えております。

例えば北条地区であれば、天神橋を越えれば結構医院はございます。そこでいいのかとか、あるいは、そうであっても、今回、町の国保の運協だとか介護保険の委員だとかに保険医の先生をお願いせないけん、その保険医の先生をお願いするのにも、例えば町外の方でいいのか身近な北栄町の方がいいのかっていうことであれば、当然町の身近な方がいいに決まっていますし、だからといって北栄町になくてもいいっていうことは全然思っておりません。ですので、中長期になるのか短期的な課題なのかということ、課題の一つとは考えております。

ただ、今は中部圏域での医療体制をまず考えて、町長が申し上げたと思うですけども、やっぱり医療機関がないと町の振興にも大変ですので、そういったことは常々に考えながら取り組んでまいりたいということだと思います。

○前田委員

意見はないですけどね、もうちょっと聞きたかったの。ずっと岡本さんのほうの話はばあっと出るんですけど、やっぱり我々としては高見さんのほうも非常に何年も前から気になるところがありまして、ちょっと御意見をお伺いしたいなっていうところだったので聞きました。ありがとうございました。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

私もちょっと意見なんですけれども、コロナ関係の感染症対策ってということで、役場の玄関入りしましたらプッシュ式なんですよ。それぞれの手が直接当たるプッシュ式でアルコール消毒の体制ですよ。

やっぱり、せめて役場内だけでもペダル式の、非接触っていいですか、そういうもののほうがあるべき姿じゃないかなと思うんですが、そういう検討はされてますか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

ペダル式が望ましい、あるいは非接触型の消毒液の体制が望ましいというのは理解できますけども、ポンプ式でも十分に消毒していただければ消毒の効果はあるというふうには考えております。

ただ、庁舎の関係の消毒液とか、そういった体制については、一応ちょっと総務課のほうを担当になっておりますので、またそういった意見があったということをお伝えさせてやってください。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

総務課がその薬剤は担当かもしれませんが、そういう器材っていいですか、システムってところは健康推進課っていいですか、そういう把握、情報提供は、何か要求っていいですか、そういうもののほうがいいのではないかなと思うんですが。

ただただ今のやり方でベストではなくって、今後の第何波が来るかもしれませんが、感染症対策ってところを重点的に対応するっていうことではどうでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

健康推進課のほうとしても意見を求められれば行きますし、連携しとらんわけではないですけども、一応、庁舎の消毒の体制だとか、そういった消毒用の薬剤の確保、そういったものについては総務課が担当になっておりますので、そういうことです。これはどこの市町も一緒だと思います。あくまで、一応、例えば、現在はほぼないんですけども、例えばコロナに感染された方の対応は保健所がしとるんですけども、今、県のほうと、感染者が多くなったときに、市町に担当を振り替えて健康観察のことだとかっていうことを相談できる体制を組む、今準備しとるところですけども、そういったことについては健康推進課が中心としてやりますけども、庁舎とかの全体のことに關しては一応総務課で管理しておるところです。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。じゃあ、よろしくお伝えください、検討していただくように。

○野田委員長

そのほかはございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

予算書の69ページなんですけども、ここの一番下の委託料の人間ドック委託料っていうので、今回70歳の方が新しく該当するようになるじゃないですか。この辺への周知というか受診率だとか、ずっと若いときは健保とか共済だとか協会けんぽだとかの範疇だったけども、ここの70歳になると、ほぼ全て多分国保か何かで町で全て把握できる、後もどれだけ受診したからとかなんかも内容把握ができる人間ドックの受診体制になると思うんですけども、その辺のところの周知だとか、後フォローだとか、その辺のところは何かありますか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

ちょっと説明の仕方が上手じゃなかったんですけど、実は、令和3年度から70歳にしたっていう言い方をしたつもりだったです。実際はもう今年度から70歳を対象にしとります。秋山委員がおっしゃるとおりでして、かねてから70歳の人間ドックについての要望があったということで広げたわけです。

中部の1市4町の中でも、あるいは県下でもそうかもしれませんけども、国保以外の保険者の方で人間ドックの助成をしとるというのは北栄町だけだろうと思います。そういった制度の中で特定健診と、それから人間ドックと、ある意味、その節目は人間ドックを受けていただいて、通常は特定健診を受けていただくという癖というか、そういう習慣を持っていたらなということも一つございます。

町報等でも十分に周知はしていきますし、あと、実際に意向調査のほうでかなり申込みもそこそこあります。毎回補正予算で減額をお願いをするわけですけども、いつてみれば、申込みをしてあっても実際に行きかけるとやっぱり行けないやっという

方が結構多うございますので、そういった方の取組は、現在でもしておりますけども、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

そしたら、昨年70歳になった人の人間ドックを受診したかの受診率なんかは、今最終的な集計の最中だと思うんですけども、その辺の数字のフォローはできてるんですか。大体どうなんですかね。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

ちょっと数字は今持っておりませんが、経過とかだったら出るのかもかもしれませんけども。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

というのが、ほかの検診なんかは、低いのは30%前後とか、いいのでは50%ぐらいだと思うんですけども、この70歳の人間ドックっていうのは、分母がきちんと把握できるわけだから、ほかの検診はちょっと除かれたりなんかする分母があるかと思う、それに受診した人が分子にくるとすれば、私としては例えば70パーとか80パーぐらいの受診率に、いや、ならんかな、ほかの検診の受診率に比べてしやすいんじゃないかと思ったりもするんですけども、まだ令和3年度の分が出てないので何とも言えないんですけども、何かそういうふうになるような働きかけとか工夫とか、ぜひお願い、普通、意向調査とか来るじゃないですか、3月ぐらいに、そのときに70歳になった人が自分は人間ドックの対象で受けることができるんだという意識というか、そういう情報が伝わってるのかな、そういう郵便物が来るだけで、行動を起こすのはなかなか少ないのかなと思ったりはするんで、工夫があればいいなという気がするんですけども、どうでしょう。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

人間ドック全体で、ちょっと僕もうろ覚えですけども、全体で300人超るか超さなかぐらいだったと思うので、助成はあるといいながら、半額以上の助成といいながら1万円強の個人負担があるということで、なかなか委員がおっしゃっておる70%とかっていう数字はちょっとなかなかならんのかしませんが、機会があるごとに、やっぱり人間ドックの啓発はしてまいりたいと思います。

一応、特定健診、それから、がん検診を一通り受けていただければほぼ人間ドックに近い形の検診は受けていただけるんじゃないかなとは思っております。ただ、詳しい先生の診察だとかっていうのは、それは人間ドックのほうがいいわけで。引き続き特定健診、がん検診、さらには人間ドックの受診の啓発に努めてまいりたいと思います。

○野田委員長

よろしいですか。

○秋山委員

はい。いいです。

○野田委員長

そのほかはございませんか。

ないようですので、以上で終わりたいと思います。御苦労さまでした。

どうでしょうか、引き続きやってしまうのか、昼を食べて午後からのほうがよろしいでしょうか。（「倉光課長が答弁を」と呼ぶ者あり。）

(11:59) 【田中福祉課長、吉岡健康推進課長 退室】

(11:59) 【倉光地域整備課長 入室】

○倉光地域整備課長

前田委員さんの一つ宿題となっております件数と水量の関係ですけども、ちょっと御説明させてもらっても。

○野田委員長

そうしますと、答弁保留になっておりました前田委員からの質問に対して、倉光課長、お願いします。

○倉光地域整備課長

失礼します。前田委員から御質問のありました件ですけども、令和4年度については、接続件数を4,841件としております。年間の総処理水量を118万1,000立方メートルとしております。令和3年度の予算については、接続件数が4,776件、処理水量を137万立方メートルという形で予算としては組ませていただいております。

この接続件数と年間の総処理水量というのの相関性については、その処理水量というのは処理場の中での処理をしておる水量ということで相関性はないということです。

この接続件数と関係するのが、予算書の16ページになりますが、下水道使用料という部分でございます。これについては、前年が2億6,900万円、今年度が2億7,000万円ということで増加ということで、件数によって基本料金だとかそういったものも増えてまいりますので、増額をしておるといふふうな形でございます。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

一般的に見て、当然件数増えて処理する量が、節水とかいろいろあったとしても、単純に浄化センターなり天神川のいろんなどこへ行って処理する処理水が増えるって思っちゃうじゃないですか、普通に考えれば。処理するんですもん、そっだけ。なのに、こっだけ減るっていう相関性がないもんをこがに並べられると相関性があるように見ちゃうじゃないですか、普通に。だけえ、相関性がないですって簡単に言われちゃうと、何のために並べて載せてんのかっていうふうになっちゃって非常に分かりにくい。

○倉光地域整備課長

そうですね。それで、本来であれば、総処理水量ということで処理をした量ということで、天神だとか、大栄浄化センター、それから北条の浄化センターの処理の維持管理の関係に関係するというふうな形にはなってくるはずなんですけど、3年間の包括契約で委託料というのは決まっておりますので、水量が多少前後しても、若干影響はあるんですけども、薬品代だとか動力費だとか、そういったところに影響はあるんですけど、これについては特段相関性はないという形にはなってきます。

○前田委員

もう分かりましたしか言いようがないんですけど、また。

あと、もう一つ、いいですか。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

すみません。さっき、後でって言って言われてたんで、僕も後でと思っと思って、一般会計の補正のときに言われた、言われようとしておりました、一般会計の補正のときに話ししますって言って、町道工事の、国道313号のを言いなるかなと思ったら言われずに終わっちゃったんで、教えてもらえませんか。僕、ちょっと質問しようかなとも思っと思って。

いいですか。

○野田委員長

倉光課長。

○倉光地域整備課長

まずは大栄インターチェンジへのアクセス道路の絵がなかったと、これまでお示ししてなかったということがありましたんで、それについてはお示しをするということと、あと、国道313号と北条北線、町道の北条北線ですね、これが連休明けに振り替えになるというふうな形で県のほうから示されましたので、そのものも併せて図面を出させていただきたいなと思っております。ちょうど山陰道と国道313号の新しくできた図面、絵が出てきますので、皆さんに資料提供という形でそれも出させていただきたいなということです。

○野田委員長

よろしくをお願いします。

よろしいですか。（一同了承）

では、以上で終わりたいと思います。

昼にしましょう。再開は13時からということでお願いします。

(12:05) 【倉光地域整備課長 退室】

(12:05~12:58) 【休憩】

4 審査事項

(1) 【陳情第1号】 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○野田委員長

そうしますと、4番の審査事項、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情ということで、皆様、自宅のほうで中は読んでいただいたと思います。皆さんの考え方をいろいろちょっと聞きたいと思ひまして、どなたからでも、順番でもいいですし。

蓑原委員。

○蓑原委員

最低賃金の改善っていうのは必要だと思うんですけど、この日程の1ページのところ、昨年度は不採択っていうことで、時給1,500円という大幅な最低賃金の改善は本町の実態にそぐわないためっていうふうに書いてあるんですけども、もうそこも分かりますし、最低賃金の改善は必要だと私は思うので、どういうふうに対応したらいいのか、ちょっと迷っています。

○野田委員長

分かります。そら賃金は上げたほうがいいのは分かるんですけどもね。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

この文書の中に。

○蓑原委員

金額が。

○野田委員長

要は、日本全国、生活費は同じほどかかるような言い方をしたんですけども、やはり違うわけですよ、東京の家賃と北栄町の家賃とも違うわけですし、ですので、なあっていって生活にかかる費用は一緒だから、田舎の給料は安いから上げて上げてって言うけど、やっぱり中小零細企業に援助とかそういったものが決まらないままに一方的に、なら最低賃金を上げるということをしてみても、今度は企業のほうが倒れてしまいますけんね。その辺のことがここへ書いてあるんですけども、前回の令和2年は不採択としたわけですけども、その後、2年ほどたちましたんで、皆さん、いろんな考え方をお持ちだと思いますんで、今、蓑原委員の意見は聞きました。

秋山委員、どうですか。

○秋山委員

最低賃金を上げることは必要なことだと思うけども、今、委員長が言われたようなことでは、蓑原委員さんが疑問に思われているようなことがもっともだと思うし、私もそのとおりだと思うので、これをそのまま採択するのは私は疑問に思っています。

○野田委員長

井川副委員長、どうですか。

○井川副委員長

私もこれを見たときに、この最低賃金を上げるっていうことはやっぱり大変重要なことだというふうに思っておって、雇われる側からしてみれば、この最低賃金が上がるっていうことは大変うれしいことであると思ひますし、ただ、その反面、先ほど委員長が言われましたように、やはり払う側や雇用側にしてみればこういうコロナ禍の

こういう時代において、やはり賃金が上げられるのはどういうこと、大変だなというので、両面からこれをやっていかなければいけないことではないかなというふうに思っております。

今回、この陳情書にもありますけども、最低賃金1,500円以上ですけども、政府のほうも年々この最低賃金の見直しは行ってきておりますし、また、働き方改革の実行計画においてはまず1,000円を目標にしていこうということで、いきなり1,500円っていうのはどうかなということを思います。先ほど言いましたように、両面からという形で最低賃金の基準を決めた中で、あとは地域の実情に合わせて、鳥取県では鳥取県の労働局が、これを地域の実情に合わせて決めていくもので、やはりこれを行うことによって全国一律でやっていくと、やっぱり地域の実情が反映されないということもありますので、やはりこの意見書にもありますけども、全国一律に決めるのは、これはなかなか難しいことではないかなというふうに思います。

そして、また、特にまた企業への支援というものが実際はどうなっているのかなと、そういうことを思いますと、やはり雇用側としては、やっぱり何も手当ての、若干あるとは思いますが、やっぱりこの時期にこの最低賃金の議論をするのはどうかなというふうには今思っております。以上です。

○野田委員長

ちなみに、これ、1,500円とか書いてあるんですけども、今一番高いのが東京都で1,041円、ここにも書いてありますよね。一番低いのが鹿児島、高知、沖縄の820円です。鳥取県は、何県か、これは、岩手、鳥取、愛媛、佐賀、長崎、熊本っていうことで821円です。

ですので、今副委員長が言いましたように、取りあえず1,000円を目指してっていうことですけども、徐々に徐々に上がってきてるのは事実なんです。例えば、この鳥取県と東京との差が220円です。もし国がその220円の差額を補助しましょうというような法案ができたりすれば、もちろん企業としても何とかなるとは思うんですけども、そういったことがない状態で、賃金だけ上げてみても、それこそみんな破綻してしまいますんでね、その辺のことを考えてからこの採択をしたいと思っております。

河本委員はどうですか。

○河本委員

時給換算してますけど、月給でも結局同じことですよね。月24万円っていう会社はそんなの無理だと思ってるんですけど、そこを基準にしてる。若者1人が自立して24万円が必要っていうのは、多分、ちょっと無理だと思うので、おっしゃるとおり、やっぱり少しずつ上げていくのが現実的なのかなっていうのと、あとは、逆に、こう求める人もいれば、もう本当に月15万円でもうれしいみたいな人が結構いるんですよ、割と田舎だと、パートの人とか。何かそういうのもちょっと、逆にちょっとでももらえればいいやみたいな人が多いっていうのも感じてはいます。

もちろん少しずつ増やしていくのが一番いいなと思うんですけども、そういう気持ち的なところがあるのはあるっていう感じですよ。

○野田委員長

分かりました。

津川委員、どうですか。

○津川委員

私もまず1番、意見書(案)の中の1番については、やはり1,500円っていうのがあんまりにも唐突過ぎる、ちょっと現実離れしてるっていうことで問題があると思います。

それから、委員長もおっしゃいましたけど、全国一律の最低賃金制度っていうのも、これも現実的じゃない、東京と鳥取県での生活費の、これはもう明らかに違うのは分かっていますので、これは一律ではないと思います。

3番については、経営が継続できるような支援っていうのは、当然あってしかるべきですし、それがイコール最低賃金の向上につながるような制度がどんどん出てきて、それが、じゃあ何円だったら反映できるみたいなことが見えてくれば、それはそれでいいと思いますし、その1,500円に近づくっていうことであれば、それはそれでいいと思いますが、現時点での採択っていうのはちょっと難しいといえますか、私は不採択のほうに手を挙げます。

○野田委員長

前田委員、どうですか。

○前田委員

これは、2年前というよりも、何年も前からずっと出ているところで、自分も前の委員会に、2年前は違うんですけど、その前のさらに前の委員会のときには、実はこの意見に反対を、不採択の立場を取らせてもらいました。

今、皆さん言われてきたんですけども、3番なんか特に、その頃からずっと言われてるのに、いまだに国から何の支援策とかそういうものも一切ない状態です。もう全く進んでいない状態の中で、最低賃金を1,500円以上、この1,500円が1,200円でも1,300円でも、そこはあれなんですけども、やっぱり従業員さんは本当でそれを望んでいるのかなど。

逆に中小零細になればなるほど、そこ、近いですから、関係が、上司と。逆に会社が潰れちゃったら困るんじゃないかなどかっていうこともどんどん考えていくのが中小零細家族企業の従業員さんと雇っとるほうの関係だと僕は思っとるんです。

なので、人件費がかなり占めるところをさらにぐっと上げていくっていうことに対して、会社が潰れたら困るんじゃないかなって、従業員さんも思ってる人も多いと思うので、ちょっとまだこれは、ちょっとまだというよりも、前からずっと出とるんですけども、これじゃよう賛成しない陳情ではあります。以上です。

○野田委員長

皆さんの意見が出たようです。

そうしますと、ほぼ、今、皆さんの意見を聞かせてもらって、全員の方が不採択という感じに取れましたけども。(「決採られたらいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

うん、決採りましようか。(「うんうん」と呼ぶ者あり)

そうしますと、まずこの陳情を採択すべきものと考えられる方は挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○野田委員長

次に、不採択とすべきものという方。

〔賛成者挙手〕

○野田委員長

それから、継続審査と。

〔賛成者挙手〕

○野田委員長

6人、不採択とすべきものということで、当委員会としては不採択ということによってよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○津川委員

6人っておっしゃったけど、5人じゃないですか。委員長は数えない。

○野田委員長

そうだ、そうだ。

委員会意見ということですけども。

津川委員。

○津川委員

令和2年のときの不採択の意見が本当に的を射てるというふうに思います。内容も一緒ということであれば同じ文章を使っていただくというのもええじゃないかなと思うんですけども。

○野田委員長

どうでしょう、皆さん。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

じゃあ、このことについては全会一致ということで、委員会の意見書は令和2年のときの意見書と全く一緒で、中小企業支援策の拡充を求める本陳情の趣旨は理解できるが、公的支援が不十分な現時点において、時給1,500円という大幅な最低賃金の改善は、中小零細企業と農業が基幹産業である本町の実態にそぐわないということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）措置はなしということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

5 協議事項

（1）閉会中の継続調査申し出について

○野田委員長

次に、ここは協議事項ということで当委員会としての閉会中の継続調査の申し出について、申出をするでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしくお願ひします。

6 その他

○野田委員長

そうしますと、その他、皆さんのほうで何かありましたら。

事務局のほう。

○大庭局長

今回陳情が不採択になりました。委員長報告の後の採決の仕方が不採択だとちょっと変わってきますので、また新しい議員さんにはその採決の方法をお知らせしたいと

思います。以上です。

○野田委員長

そのほかはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

7 閉会（13：13）

○野田委員長

以上で終わりたいと思います。御苦労さまでした。